

飯島町商工業振興資金融資制度一覧

【申込先】 飯島町産業振興課、取扱金融機関、飯島町商工会

【取扱金融機関】 八十二銀行 飯島支店

アルプス中央信用金庫 飯島支店

資金の種類	融資限度額	融資期間	融資利率	利子補給率	保証人	担保
運転資金	1,000 万円	60 ヶ月以内 据置期間 6 ヶ月以内	2.1%	0.7%	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	必要に応じて徴収
設備資金	1,000 万円 (移転のための資金は 1,200 万円)	84 ヶ月以内 据置期間 6 ヶ月以内	2.1%	0.7%		必要に応じて徴収
経営安定資金	1,000 万円	84 ヶ月以内 据置期間 12 ヶ月以内	1.8%	1.1%		必要に応じて徴収
用地取得資金	5,000 万円	84 ヶ月以内 据置期間 6 ヶ月以内	2.7%	0.8% (3 年間に 限る)		必要に応じて徴収
新規開業資金	700 万円	84 ヶ月以内 据置期間 6 ヶ月以内	2.1%	0.8%		必要
大型店対策 支援資金	1,000 万円	84 ヶ月以内 据置期間 6 ヶ月以内	2.8%	0.8%		必要
小口事業資金	800 万円	60 ヶ月以内	2.1%	0.8%		必要に応じて徴収
特別安定対策 資金	1,000 万円	84 ヶ月以内 据置期間 12 ヶ月以内	2.3%	0%		必要に応じて徴収

※1 上記の資金で次の1から3のいずれかに該当し、町長が飯島町の商工業振興に必要と認めたものの利子補給は、上記の利子補給率に関わらず支払利子の範囲内で利子補給することとします。なお、この場合は事業計画書の提出が必要です。

1. 町が推進する中心商店街の活性化に資する新規開店、空き店舗活用
2. 町内における飯島町になかったサービス、製品や商品の開発製造
3. 飯島町の産業振興に資する目的で、今まで飯島町になかった新たな起業で町長が認める者

※2 車両にあっては、車体に企業名又は屋号を一見して認識できるサイズで表示すること。

※3 借入れ条件の変更があった場合に、町長が必要と認める書類を提出していること。